

令和元年（ワ）第21824号 国家賠償請求事件

原告 デニズ（DENIZ）

被告 国

## 原告第1準備書面

令和2年2月17日

東京地方裁判所民事第1部1係 御中

原告訴訟代理人弁護士 大橋 毅

同 弁護士 岡本 翔太



### 第1 乙12の映像の内容及び原告の訴状での主張との関係

#### 1 はじめに

前日期日において、被告から、本件に関する映像（乙12）が提出された。そこで、本項では、まず、同映像を踏まえて、原告にされた暴行等の事実経過を改めて具体的に主張するとともに、訴状における暴行等の主張との関係を明らかにする。

#### 2 乙12号証②及び③映像の内容

乙12号証②及び③映像から認められる東日本センター職員ら（以下、単に「職員ら」という。）の独協房への入室及び原告への暴行の経過は、次のとおりであった。

##### (1) 本件独協房内でのやりとり

ア ある職員が、原告のいる房（以下、「本件独居房」という。）の扉を開け、部屋の中にいるに原告と話をし始めた（乙12② [3:20頃]。午前0時28分48秒頃）。その際、当該職員を含めて、複数の職員が、本件独居房の外部で待機し

ていた。

当初、当該職員は、ドアがある本件独協房の境界に立っていたが、しばらくして本件独居房に入室し（乙12② [4:50頃]）。午前0時30分19秒頃、5名ほどの職員がこれに続いて入室した。

職員らは、原告に対して、「行くよ」と告げて、本件独居房を退室するよう指示した。この際、職員らは、原告に対して、「どこに」、「何のために」移動するのかを全く説明しなかった。そこで、原告は、職員らに対して、「触らないで」などと述べるとともに、多数回にわたって「なんで」、「なんでここで説明しないの」などと述べて、原告の求める薬を渡せない理由、本件独居房で説明をせずに退室を指示する理由を尋ねた。

職員ら（うちひとり、声質から入国警備官Aと思われる）は、「ここでは説明しないから」と述べて原告の求める説明を行うことの一切を拒絶した。そこで、原告は、「なんで行く？」と告げて、なおも理由の説明をするよう求め続けたが、ある職員は他の職員に対して「足を引っ張れ」などと、原告を持ち上げ、強制的に部屋を退室させることに向けて具体的指示する言葉を告げた。また、ある職員（声質から入国警備官Aと思われる）は、理由を尋ねる原告に対して、「ここでは話をしない」、「いいから」、「話をしないって一っつてんだろが」、「話をしないって言ってんだろ」、「話をしねえ」などと、それまで以上に大きな声を張り上げた（乙12③ [1:10~1:20頃]）。

これらのやり取りの際、原告は、着座しており（乙12③ [0:50頃のシルエット参照]）、暴れた様子も、特に手足を急激に動かした様子も認められなかった。

イ このような職員らの言動を受けて原告は、理由を尋ねるような発言を止め、「助けて」、「殺される」、「みんな助けて」などと、それまでにはしなかったような大きな声で、周囲に助けを求め始めた（乙12③ [1:20~1:30頃]）。また、これを聞いたと思われる他の収容者も、「何するんだー」、「デニーズ」、「何して

る」などと原告に異変が起こったことを察知し、原告の状況を確認する旨の声を上げるようになった（乙 1 2 ③ [1:30~1:45 頃]）。

他方、職員らは、この前後から、「右に回って」、「右手」、「頭」などと指示しながら、原告を取り囲み、その身体に接触し、その両腕、両足及び頭をつかんで持ち上げ始めた（乙 1 2 ③ [1:40 頃以降]）。なお、動きもシルエットの形で映像から相当程度確認することができる）。

ウ その後、原告の「助けて」、「殺される」と言った助けを求める声は、口にかをかぶせられたようなくぐもったものとなった（乙 1 2 ③ [3:15~5:00 頃]）。

そして、職員らは、「はい」と合図をするような言動を取り、原告を動かし始めた。この際、ある職員（声質から入国警備官 A と思われる）は、原告に対して「抵抗するな」などと告げている。もっとも、原告は、四肢を動かす様子もなく、それまでよりも小さな声で、「腕いたい」などと言葉を発するのみであった。

そして、原告が移動されている最中、ある者（声質や発音から原告の可能性がある。）が、「これだれの、これだれの」などと言葉を発した。すると、ある職員（声質から入国警備官 A と思われる）は、「きぶつそんかーい」と叫んだ（乙 1 2 ③ [4:56~5:03 頃]）。もっとも、この移動の際の映像にも、原告が暴れるようなシルエットや物音（打撃音等）はない。

## (2) 本件処遇室への移動及び原告への手錠使用

ア 職員らは、うち 5 人が原告の両腕、両足及び頭部をそれぞれ一人ずつ持ち、かつ、別の 2 人以上の者（入国警備官 A を含む）が脇に付き添うような形で移動し、原告を本件処遇室へ運び込んだ（乙 1 2 ③ [5:15 頃]）。この際、ある職員（声質から入国警備官 A と思われる）は、「1 回うつぶせにして制圧するから」などと他の職員らに対して指示を出した。そして、職員らは、原告を仰向けに床に下ろし、両腕両足及び頭を各 1 人（合計 5 人）がつかんだまま、腕と足を広げさせる形（いわゆる大の字）で固定した（乙 1 2 ③ [5:25 頃]）。その際、

頭部を抑えていた職員は、原告の頭部を右横に向かせ、原告の頭を跨ぐ形で膝をつき、原告の頭部を床に着けた自己の膝の間に置き、体重をかけた両手で抑え込むようにして、その頭部を固定した。

なお、本件処遇室に入室してから、後記(3)アの時まで、原告はうめき声や息切れの声をあげるのみで、「助けて」といった言葉を含めて、一切発言をしていないし、暴れていないことは勿論、手足を速く動かしたりすることはなかった。

イ その後、職員らは原告の両腕、両足及び頭部を抑えたまま、原告を横向きにひっくり返す形で仰向けからうつぶせに態勢を変えさせた。そして、ある職員は、「はい、制圧」などと叫んだ（乙12③ [5:55 頃]）。続いて、入国警備官Aは、「わっば（原告代理人註：手錠の俗称）かけろ」などと叫び（乙12③ [6:00 頃]）、別の職員が原告に両手後ろの位置で手錠をかけた。手錠をかけられた手は、この際、原告の背部の腰よりわずかに上の位置にあり、下半身に下着をつけるのみの状態であった原告の生肌に接していた。このときに用いた手錠は、金属製のものであった。

### (3) 手錠使用後における本件処遇室内でのやり取り

#### ア うつ伏せからの仰向け状態へ

ある職員が、微動だにしない原告を抑えながら、他の職員に対して、「抵抗がみられるんで、一回こっちに回すんで」などと告げた（乙12③ [7:00~7:10 頃]）。そして、職員らは、原告の体を横向きに回転させ、再び仰向けにさせた。

すると、原告は、「痛い」と小さなうめくような声を発した。そして、「何やってるの、あなたたち」、「殺される」、「やめて」などと声を発した（乙12③ [7:20~7:30 頃]）。これを聞いた原告の頭上方向にいた職員は、素早く、革手袋をつけた手で原告の口を塞いだ。すると、原告は、くぐもった声で、「空気入らない」と叫んだ（乙12③ [7:35 頃]）。しばらくして、原告の口から職員の手が離れた。なお、この際、原告は首を横に動かして職員の手を口から振りほどこうとしている一方、職員はむしろ口から手が離れるや否や再び口を抑えよ

うとしており、他の職員もこれを止めるような挙動や言動をとっていない。

その後、原告の頭部は、職員らから持ち上げられるような形になり、原告は「首痛い」と悲鳴を上げた。この時点で、抑えられていた原告の顔は紅潮していた。しかしながら、入国警備官Aは、「はい。はい」、「抵抗しない」などと原告の抗議を一顧だにせず、頭部を抑え付ける職員らに対して、何らかの指示を出すそぶりを見せなかった。それどころか、入国警備官Aは、なおも「痛い」、「首痛い」、「腕いたい」という痛みを訴え続けるのみであった原告に対して、「抵抗しないか」などという言葉をしきりに繰り返し始めた。そして、原告の痛みを訴える声が続くと、これにかぶせる形で、その悲鳴よりも大きな声で「抵抗しないか」などと叫んだ。そして、「痛い」、「やりすぎ」と訴える原告に対して、これよりも大きな声で、「座れ」、「いいから座れ」と連呼した（乙12③ [7:50~8:10 頃]）。

なお、上記やり取りの際、原告は、職員らに危害を加えるような言動をすることはなく、口を塞がれた際に首を横に振ったものの、首より下を動かすことはなく、例えばその腕や足を速く動かすなどの行為を見せていなかった。

#### イ 原告の上体を起こさせたときのやり取り

その後、職員らは、原告の上体を起こし、床に座らせる状態にさせた。もともと、この間も、職員らが原告の腕と足を抑えつけていた。原告は、なおも「やりすぎ」と訴え続けた。しかしながら、入国警備官Aは、「はい。うるさいな一」などと述べて、原告の訴えを聞かず、黙らそうとする姿勢を示した（乙12③ [8:10~8:20 頃]）。

このとき、原告の後方にいた職員は、左右の腕で原告の頭部を挟み、原告の額の上にその両手を重ねて、上半身全体で原告の頭部を抑えるという、それまでもその後にもない強力な方法で原告の頭部を固定した。そして、原告の前方にいた入国警備官Aは、左手で原告の顎をつかみながら、右手の親指を原告の左顎関節のあたりに強く押し付ける行為に及んだ。すると、原告は、「痛いよ」

と痛みを訴える言葉を連呼し、「私殺したい?」、「やめて」、「やりすぎ」、「殺される」などと叫んだ。この行為は、当初、親指をねじ込むように、親指を回転させながら押し付ける形で始まり、入国警備官Aは「痛いか、痛いか」、「抵抗しないか」などと連呼しながらこれを続け、原告が「やめて」、「痛い」、「痛いよ」と回答しても手を放さず、なおもかかる言葉を連呼し、20秒以上にわたって親指を押し付けるのを止めなかった（乙12③ [8:19~8:41頃]）。

入国警備官Aは、「足を伸ばして」、「右に」などと述べて、他の職員に原告をひっくり返すよう指示した。そして、職員らは、原告の体を横向きに回しつつ、その足を引っ張って伸ばし、原告を再びうつぶせにさせた（乙12③ [8:50~9:05頃]）。うつぶせになった際、原告の頭部、右上半身、左上半身、右下半身、左下半身にそれぞれ入国警備官A以外の職員が配置され、原告の体をつかんで抑えつけた。

原告は、うつぶせにされても、なお「痛い」と連呼した。この言葉に対して、入国警備官Aは、大きな声で、「痛いか」、「痛いだろ」、「力（ちから）こめんな」などと繰り返した（乙12③ [9:05~9:20頃]）。

また、入国警備官Aは、原告の後ろ手につけられた手錠の鎖（両手首をつなぐもの）を引っ張り上げて、原告の手首に手錠を食い込ませた。さらに、入国警備官Aは原告を押さえつけるのに加わり、後ろ手に回されている原告の手首を腰の位置に固定したまま、原告の左腕を、体重をかけるように下方方向に押さえつけ、広げた（乙12③ [9:05~9:20頃]）。すると、原告は、特に大きな声で「痛い」と連呼し、「殺さないで」と叫んだ。この間、原告は、職員に危害を加えるような言動をすることも、手足を速く動かす行為をすることはなかった。入国警備官Aは、「静かにしろ」、「静かにしろ」、「わかったか」、「静かに話をできるか」、「もういいか。話をするぞ」、「話聞け」などと原告に何も話さないように指示するのみであった。

この入国警備官Aの言葉の後、原告は「聞く、聞く。はい」と言って、少し

の間だけ発言をやめた。しかしながら、原告の左腕を抑える入国警備官Aは、革手袋を外した右親指を筋肉が少ない原告の背骨（胸椎）上部に強く押しつけながら、後ろ手にされていた左腕を、原告の頭部方向へ抱え上げた。その直後、原告は、「あー。痛い」と再び大きな声を上げた（乙12③ [10:10頃]）。この言葉を聞いても、原告の痛みを緩和するような措置をとることを提案する職員はいなかった。職員らは、原告の右上腕や左肩などを触り、「ちょっとだけ入っています」などと話して、筋肉の硬直を確認していた。入国警備官Aも、「抵抗しているな」などと話していた（乙12③ [10:25頃]）。もっとも、この時も、原告は、職員らに危害を加えるような言動、手足を速く動かすような行為をすることはなかった。

#### ウ 再び上体を起こさせて以降のやり取り

職員らは、再び原告の上体を起こして床に座らせた。この際も、3人の職員が、原告の頭部、左右の腕をそれぞれ抑え、他の3人の職員が原告の下半身を抑えた。そして、別に入国警備官Aが、原告の右側から、指示を言い続けた。

原告は、「あなたたちやりすぎ」、「なんでこんなことする」、「頭痛い」、「やめて」、「私薬飲みたいだけ」などと話した。職員らは、原告の四肢を抑えながら、原告に向けて「話を聞いて」、「殺すの意味が分からない」、「会話ができない」などと告げた（乙12③ [10:40~11:39頃]）。

そこで、原告は、「あなたたち暴行やっている」と、自分の訴えの根拠となっている状況を指摘し抗議した。すると、原告の上半身を抑えていた入国警備官Aを含む職員らは、後ろ手に手錠をされた原告の腕を上（原告の頭の）方向に押し上げて原告の腕と肩の関節を無理な形に締め上げた（乙12③ [11:35頃]）。直後、原告は、「あー。あー」と声にならない悲鳴を上げ、「やりすぎ」、「腕痛い。腕」と訴えた（乙12③ [11:40頃]）。

原告の前方にいる職員は、「一回お互いに静かにしましょう」、「一回お互いに静かにしましょうか」、「聞いて」などと述べるのみで、なおも原告の痛みを和

らげるような措置を全くとらなかった（乙12③ [11:50~12:20 頃]）。

原告の真後ろで両腕を押し上げていた入国警備官Aは、そのまま腰を上げ、原告の両腕を上方向へ上げつつ、原告の上半身に体をかぶせ、原告を無理やり前屈させるような形で押さえつけた。原告は、苦悶に言葉を発することができなくなり、ただ嗚咽を漏らすだけであった。

すると、入国警備官Aは、原告の耳元近くから、「痛くないから」、「言うこと聞けるか」、「聞けるのか」、「聞けるのか」と次第に大きくなっていく声で詰問した。そして、入国警備官Aは、原告がただ「痛い」とだけ叫び、痛みで体をよじらせようとしているのを見ると、これまでよりも大きな声で、「聞けないな」と原告に告げた。（乙12③ [12:30~12:45 頃]）。

また、別の職員は、「力こめない」と連呼した。このとき、原告の体は後ろから覆いかぶさる職員により、後ろ手にされている状態にもかかわらず、頭部を前方方向へ丸めた体育座りのような態勢で、かつ、複数の職員が原告の四方を包み込むような状態になった（乙12③ [12:50 頃]）。

#### エ 看守責任者の参加及び問答

この頃、識別票HC630の看守責任者職員（以下、「本件看守責任者」と言う。）が、被告人の対応に参加し、「これ何でやっているの。暴行？」と尋ねた。

これに対して、ある職員が「暴行」と答えた。すると、原告は、「私じゃない。彼たちが私に暴行した」と答えた（乙12③ [13:05 頃]）。本件看守責任者は、原告に対して、「その前あなたが暴行した」、「迷惑行為もしたしね」と反論するとともに、「どっちにしてもあなた隔離室だからね」と告知した。そして、本件看守責任者は、原告に「もう行くよ」と告げた。

この際、原告の体は他の職員につかまれてはいたものの、後ろ手にされた手は下ろされており、少なくとも全く動くことができなかつたり、動きで痛みを伴ったりするような状態ではなかった。

そして、本件看守責任者は、原告に向けて「あなたを隔離するから」と告げ



た。原告は、職員らの暴力について抗議する言葉を繰り返した。これに対して、本件看守責任者は、「あなたがいっぱい動くからでしょ」と反論した。「やっていない。触ったからやった」と抗議した（乙12③ [13:40~14:05頃]）。

すると、本件看守責任者は、「じゃあいいよ」、「わかった」、「信じていい?」、「離すよ」と原告の拘束を解いたとしても暴れないことを確認する趣旨とみられる発言をした。これに対して、原告が「離していいよ」と回答したのを受け、本件看守責任者は、原告に向けて「もう移動するから」と告げるとともに、他の職員らに対して「離して」と指示した（乙12③ [14:05~14:20頃]）。

原告は、「この人私に暴力した」と入国警備官Aがいる後方を向いた。次いで、原告は、「部屋の中に入って暴力した。」、「手を取って」などと告げた。すると、本件看守責任者が「ここに来てくれなかったからでしょ」と回答した。そこで、原告は、「ちょっと待って。ここに来ないと暴力当たり前?」と抗議した。

これに対して、本件看守責任者は、「これ暴力じゃない」と反論した。原告は、「彼たち私暴力した。あなた見た。中に入った。見た。今来たあなた。この人暴力した。」と、本件隔離措置の経緯を見ていない本件看守責任者に対して、入国警備官Aらの暴力を訴えた。すると、本件看守責任者は、「テレビ撮っているから大丈夫」、「残っているから大丈夫」と説明した（乙12③ [14:30~15:05頃]）。

これに対して、原告は、「ダメダメダメ。私ここ来ないで暴力当たり前はだめです。暴力はあなたたち。あなたたち暴力。私は暴れただけ」と再び抗議した。これを受けて、本件看守責任者が「暴れたって言ってんじゃない」と指摘したところ、それまで黙っていた本件看守責任者以外の職員（声質から入国警備官Aと思われる）も「暴れたでしょ」などと発言した。そして、本件看守責任者は、「だから止めるでしょ」と説明した（乙12③ [15:20頃]）。

すると、原告は、「ちょっと待って、私の部屋入って、私を触って、力なったから私暴れた。なんで私ここ来ないと私暴れない。なんで触ってる、私の手」「来てくれないからでしょ」「来てくれないとなんで私暴力やる。これ普通じゃ

ない」と、重ねて抗議した。本件看守責任者が「あなたも暴れたでしょ」と指摘すると、原告は「暴れてない。あのひと入った。私の手取って、力やったから、私暴れた」と、原告の行動は先行する入国警備官Aの暴行から逃れるためのものであったことを説明した。

本件看守責任者は、「全部撮ってる」とカメラで撮影がされていることを指摘したが、原告は、「カメラはそのときないときやった、このひと、カメラない時来た。やった」とカメラで撮影さがされないことを抗議した。続けて、原告は、「そこでカメラあるとき見たい。みたいよ。カメラないときこの人やった」、「このひと、私、暴力した。部屋入らないで私の取って力なって私暴力した。あと、大きな声で、『暴力、暴力』やった。私、暴力ない」、「彼、私、力やって手出さないで」と述べて、入国警備官Aが、カメラによる撮影がされていない時に原告に暴力をふるった、これを奇貨として同人がやってもいない原告の暴力を騒ぎ立てたとして抗議をした。本件看守責任者が「暴れたでしょ」と反論すると、原告は、「暴れたけど手出したから」、「私に手出したときカメラない」、「この人触ったときカメラない」、「なんでもやってカメラない」「後で来た。カメラ」、「私触って、暴力して、後でカメラ来た」と回答した（乙12③ [15:50~17:00頃]）。そして、原告は、「私薬飲みたい。私飲みたい。あなたたちのせい。あなたたち私を殺したい」、「なんでこのひと私に暴力した、部屋で」などと抗議を繰り返した（乙12③ [17:00~17:20頃]）。

すると、原告の後方にいた入国警備官Aは、原告の前方に回り、説諭を行っていた本件看守責任者と他の職員の間に入り込んで、原告に腕を伸ばし、原告を指さしながら、「何回もこの担当言った。外に出てください。」と告げてきた。原告は、入国警備官Aが腕を伸ばしてきたのを見て、「触らないで」と叫び、抗議を続けた。これに対して、入国警備官Aは、しゃがむ原告を見下ろすような姿勢で、原告や他の職員よりも大きな声で、「何回も外でてくださいって言ったな」、「部屋から出ないといったな」、「カメラは関係ない」と叫んだ。原告は、

「あなたの暴力撮りたい」、「ないから撮れない」と訴えた。すると、「ここ蹴ったよな。キンタマ握ったよな。これ暴力だな」と、原告に反論した。続いて、入国警備官Aは、「静かにしなさいって私何回も注意した」、「だから、あなたが従わないからだ。あなたが従わないからだ」などと連呼し、「私、手を取って、行こうって…」と告げてきた。これに対して、原告は、「あなたの手、私の手、力で」、「普通じゃない。暴力、暴力やった。あなた」、「なんでカメラない。」、「いつもはある今日はない。なんで」と、入国警備官Aが原告の手をひねった暴力について、抗議を続けた（乙12③ [18:00~19:00頃]）。

入国警備官Aは、原告の声にかぶせるようにして、「あなたの話は信用できない」、「撮ってるか撮ってないかが、なんであなたがわかるんだ」、「あなたの話は信用できない」などと連呼した。原告は、入国警備官Aが自己の非を認めず、原告の話が虚偽であるとの指摘をすることに対して、「私難民だから、信用しないんでしょ」と抗議した（乙12③ [19:00~19:20頃]）。

そこで、本件看守責任者は、両者に割って入り、「もう懲罰だから。行くからな」と言って、懲罰室の説明を行った。原告は、「私行かない」と答えた。すると、他の職員は、「もうここまで来てしまった以上。今から隔離室になる」と説明した。そして、ここでも、入国警備官Aは、原告の前方にいる職員らの説明に割り入り、「懲罰になる」と話し始めた。

その後、原告は、職員が自分の力で歩いてもらった方がいいと説明したところ、原告はそれまでの職員の暴行やカメラの撮影開始時期について抗議したが、原告は、自らの足で移動する旨を告げた。

#### (4) 本件保護室までの移動

ア 原告は職員らに持ち上げられて体を起こし、本件処遇室を離れて、保護室（甲10によれば7寮保護室。以下、「本件保護室」と言う。）への移動を開始した（乙12③ [21:50頃]）。原告が廊下を移動する際、他の収容者の声が複数聞こえた。そこで、原告は、上を向いて、「暴力違反だ」などと声を上げるととも

に、「何で暴力した」、「なんでカメラない」などと述べて(乙12③[22:00~22:35頃])。

イ 移動中、原告は、「なんで暴力した」と抗議を続けた。本件看守責任者は、「裁判やろうよ」と答え(乙12③[23:40頃])、カメラの映像を見たいという原告に対して「手続踏めばいいじゃん」(乙12③[23:50頃])、「ちゃんと残ってるから」(乙12③[24:20頃])と話した。

ウ これら移動の際、職員らは、原告の両脇をそれぞれ職員が囲み、片腕を原告の脇下に回しつつ、もう片方の手で原告の方を抑えて、原告が腕を動かさないように固定した。そして、このまま、原告は、職員らにより、本件保護室へ入室させられた(乙12③[25:50頃])。

(5) 本件保護室到着後のやり取り

ア 原告は、職員らに囲まれながら、本件保護室の壁際の床上に座った(乙12③[26:05頃])。

イ その後、原告は、まず、カメラに向かって、手錠をかけられた手首を見せた。原告にかけられた手錠にはそれなりの隙間があったが、原告の手首は、双方とも、皮膚がくぼむような形の跡が残り、その部分は他の部分に比べて発赤していた(乙12③[26:10~26:30頃])。そして、原告は、「これ。みんな私に暴力した」と、これらの傷害が手錠により痛めつけられたものであることを訴えた。

ウ その後、原告は、前方にいる本件看守責任者から「ここもやった？」と尋ねられたところ、左顎を自らの親指で押し上げるジェスチャーを行い、「あなたたちこれやった」、「指で。これ痛い」と述べ、ある職員(立ち位置からみて、入国警備官Aと思われる)を指さしながら、「この人やった」などと抗議した(乙12③[26:35~26:48頃])。続いて、原告は、「あとあなたたちこれやった。カメラ撮ってた。私空気できなかった」と話しながら、自らの両手で口をふさぐジェスチャーを行った(乙12③[26:48~26:54頃])。さらに、原告は、同じ職員を指さし、続いて片手をもう片方の手でひねるジェスチャーを行いながら、

「あなた、私の手、これで、初めて入って暴力やった」、「私の手、力で、暴力やった」などと話した（乙12③ [26:54~27:02頃]）。

エ 原告の上記抗議の途中、入国警備官Aは、原告に対して、前方にいる職員の話を書くよう指示した。そこで、原告は、入国警備官Aが暴力をふるったこと、入国警備官Aが本件独協房に入室した際はカメラの撮影が行われなかったことについて理由を尋ね、抗議する言葉を繰り返し述べた。

これに対して、原告の前方にいる職員は、原告に落ち着いて話を聞くよう伝え、原告を本件保護室に連れてきたのは原告が移動に応じなかったからである、その部屋で説明をできなかったのは原告が大きな声を出したからである旨を説明した。この際、同職員は、移動の理由について、原告が暴行に及んだなどとは全く話していなかった（乙12③ [27:20頃]）。

オ 続いて、原告は、入国警備官Aを指さし、「このひと暴力した」、「なんで暴力した」、「カメラ撮っていない、撮っていない時、彼、私の部屋入って、暴力して、カメラ来た。私痛いから暴れた。痛いから。痛いから」と話し、次いで、手で、もう片方の手をひねるジェスチャーをしながら「この人は私の手、痛くなってこれやった。痛くなった。だから暴れた。私やめた。もう触らないでと言ったら、彼バーンってやった。カメラ撮っていない」と話した（乙12③ [27:20~28:10頃]）。

すると、入国警備官Aは原告に近づいて、「でも、あなた言ったでしょ私。話があるから来てくださいって。でも、あなたは、ここで話してって」と告げてきた（乙12③ [28:10~28:18頃]）。続いて、入国警備官Aは、抗議を続ける原告の声にかぶせる形で「だから私の言うこと聞かない。だから私右手とった。右手とったよね」と言って、原告の腕をつかんできた。なお、このやりとりの際、入国警備官Aは、手首をひねったりしたことなどは否定せず、「最初は力入れていなかった」などと言っていた（乙12③ [28:20~28:55頃]）。

これを受け、原告が、触らないでと述べて入国警備官Aの手から腕を離すと

ともに、入国警備官Aの暴行やハンディカメラにより撮影をしていなかったことを抗議した。すると、入国警備官Aは、原告の抗議の声にかぶせるようにして、「なんであなたにわかるの」、「あなたベッドで寝てたでしょ」などと反論した。

入国警備官Aは、原告と話しているうちに次第に興奮し、その場に座る原告を指さしながら「あんたも嘘つきだ」（乙12③ [30:11頃]）、「あんただって嘘つきだろうが」（乙12③ [30:45頃]）、「いいか。自分の都合のいいこと、嘘ばっか言ってんじゃねえよ」（乙12③ [30:50頃]）、「全部撮ってるんだよ。それで安心だろ」（乙12③ [30:58頃]）などと叫び始めた。そして、入国警備官Aは、他の職員に周囲を囲まれている原告に再び近づき、「カメラみえないときって言ったな」などと言いながら原告の腕を掴もうとしたり（乙12③ [31:30頃]）、「あなた話聞けないのか」などと言いながら、ジェスチャーを行う原告の手をはたいたりする行為に及んだ（乙12③ [31:35頃]）。

なお、これらのやり取りの際、原告は、体の前でジェスチャーを行ったりしたものの、立ち上がったり、手足をばたつかせるような攻撃のそぶりを見せることは一切なかった。

### 3 訴状における原告の主張との対応関係

- (1) 原告はある職員から「手首をひねられた」と主張していたところ（訴状3頁14行目）、これは本件独居房でのやり取りの際に行われたものである。
- (2) また、原告は、入国警備官Aが、「右手の親指で原告のこめかみや、左顎の下を突き上げた」と主張していたところ（訴状3頁18行目）、これは、上記2(3)イで述べた、本件処遇室において原告が上体を起こされた時にされた行為（乙12③ [8:19~8:41頃]）を指すものである。
- (3) 次いで、原告は、職員が「鼻と口できない状態で、10～15秒間塞いだ」と主張していたところ（訴状3頁19行目）、このような行為は、原告は、本件処遇室において革手袋をつけた手で口を塞がれ、「空気入らない」と叫んだ

- 時(乙12③[7:35頃])のみならず、本件独居房からの強制退去措置時に原告がくぐもったような形になった時(乙12③[3:15~5:00頃])にも認められる。
- (4) さらに、原告は、「後ろ手で手錠がかけられた両腕を、強く上に締め上げられた」と主張しているところ(訴状3頁24行目)、これは、上記(3)ウで述べた本件処遇室内において原告の上体を再び起こさせた際にされた行為(乙12③[11:40頃])を指すものである。
- (5) もっとも、入国警備官Aから原告が受けた暴行はこれに限定されるものではない。入国警備官Aは、そのほか、革手袋を外した右親指を筋肉が少ない原告の胸椎上部を強く押しつけながら、後ろ手に手錠をされていた左腕を、原告の頭部方向へ抱え上げ、背中と肩関節を同時に痛めつける(乙12③[10:10頃])、興奮した入国警備官Aが他の職員に割って入り、ジェスチャーを行う原告の手を叩く(上記2(5)オ。乙12③[31:35頃])等の暴行にも及んでいた。
- (6) そして、原告は、「殺されると思うほど恐怖」し、「『殺される、助けて』と叫んだ」と主張しているところ(訴状3頁21行目)、これは、上記2で述べたとおり、本件独協房、本件処遇室での各暴行の時に叫んだことを指すものである。
- (7) なお、映像上、原告が主張していた「ごめんなさい」といった言葉が発されていないように見られるが、これは、「(力を)こめんな」という言葉(上記2(3)イ(乙12③[9:05~9:20頃])等参照)を原告が聞き違えたものと思われる。

## 第2 職員らが本件独居房でも原告に暴行をしたものと認めるべきであること

### 1 入国警備官Aが原告の手首をひねったこと

被告は、乙12の映像上、そのような場面は認められないことを理由として、原告が入国警備官Aから手首をひねられたとの事実は認められない旨を主張する。

しかしながら、原告は、本件独協房において手首をひねられた旨を主張して

おり、これは乙12の③の鮮明な映像が見られる前の出来事であるから、その光景が映像上確認できないことは暴行の不存在を裏付けるものとはならない。そして、以下に述べる事情から、この時に手首をひねられたとの原告の供述は、信用されるべきものである。

(1) 原告の供述する経緯が一貫していること

原告は、不服申出において、本件独協房にいる時、侵入した入国警備官Aに手首をひねられたこと、これが入国警備官Aの最初の暴力であったこと、これにより原告は足をばたつかせ、職員らの接近に警戒的な態度をとらざるを得なくなったことを供述しているところ（甲2）、この供述は終始一貫している。

すなわち、原告は、まず本件処遇室において本件看守責任者に対して繰り返し上記のとおり経緯を説明している（上記(3)エ。乙12③ [14:20、15:20、18:00頃]）。次に、本件保護室でも、入国警備官Aを指さしながら、繰り返し、上記のとおり経緯を述べて、手首をひねられたことを説明している（乙12③ [27:00、27:50頃]）。かかる事情に照らすと、手首をひねられたという原告の供述は、不服申出に至るまで一貫しており、信用すべきものと言える。

(2) 原告の職員に対するやりとりに合理的な説明が可能となること

原告は、拘束を解かれた後、入国警備官Aに対してのみ特別な警戒を示しており、同人が何度かその腕を掴もうとすると、「触らないで」と抗議している（上記2(3)エ：乙12③ [18:00~19:00頃]、上記2(5)オ：乙12③ [31:30頃]）。

このような態度は、入国警備官Aが同様に原告の腕を掴み、ひねったという前科があるからこそ、原告が警戒して見せたものであり、原告の供述が真実であることを裏付けるものである。

(3) 入国警備官Aも直後は否定せず、手首をひねったことと整合する供述をもしていること

まず、入国警備官Aは、原告の指摘するタイミングで原告の腕あたりを掴んだことについては肯定する発言をしている。



そして、入国警備官Aは、原告から繰り返し手首をひねったことについて抗議を受けているが、その点について何ら反論していない。むしろ、上記のとおり、原告がかかる抗議をしても、原告が移動しないことから行った措置であるかのような供述をして、その行為を正当化するような言動を見せている。かかる入国警備官Aの態度は、手首をひねられたとの原告の供述が真実であったことを裏付けるものである。

## 2 原告が職員らにより相当時間鼻と口を塞がれたこと

- (1) 被告は、原告が鼻と口を塞がれたのは本件処遇室での処置であるところ、その時間はわずか数秒程度であり、原告が主張するような強度なものではなかった旨を主張する。
- (2) もっとも、映像③をみるに、7分30秒の時点で、悲鳴を上げる原告の口を塞ぐ行為がされており、その後「空気できない」という発言がされて以降も継続している。そうすると、原告の鼻と口を塞がれた時間が「わずか」であるとは評価できない。

この点について、被告は、原告が痛みの声を上げていることは口を塞がれていないことの証左であり、その時点では口から手は外されていた旨を主張する。しかしながら、「空気入らない」と原告が発言できたことから明らかなとおり、鼻と口が塞がれても必ずしも声を発することができないわけではない。それなので、原告が声を発していたことは、口と鼻をふさがれていたことと矛盾する事実ではない。

また、職員の手は、原告の首の動きに応じて移動し、仮に鼻と口を塞ぐ手がすぐにずれても、再びこれを塞ぐような動きをしていた。したがって、仮に「わずか数秒」で鼻と口から手が離れたとしても、すぐに原告は再び呼吸をすることができなくなる状況にあったのであり、原告の苦しみは変わるものではない。

- (3) さらに、原告が鼻と口を塞がれたのは上記の時期のみでなく、本件独居房でも行われている。すなわち、複数人の職員が原告を強制的に移動させようとし

たこと、及び本件処遇室に入室して以降のしばらくの間、職員らは、原告を複数人がかりで強く押さえつけていたことに照らすと、本件独居房から強制的に退出させるにあたり、原告の鼻と口を塞ぐ行為があったとしても全く不自然ではない。

そして、原告がまだ本件独居房にいた際、原告の声がくぐもったような形になり、これがしばらく継続している。職員らの手によって鼻と口がふさがれること以外に、原告の声をくぐもらせる原因が考え難いことに照らすと、このような状態は、原告がこの時にも鼻と口を塞がれたことを強く推認させるものである。

### 3 補足

なお、上記2で詳述したやりとりのとおり、原告に加えられた暴行は訴状で主張したものに限られるものではない。これらの暴行を含めた入管職員らの対応が国賠法上の違法を構成することは、後ほど提出する準備書面で詳述する予定である。

## 第3 求釈明の申立て

原告は、被告の主張に関して、争点を明確化するため、以下のとおり求釈明を申し立てる。

### 1 乙12映像③が暗い理由について

乙12映像②によれば、午前0時25分30秒から午前0時35分59秒に至るまで、本件独居房は明かりが灯された状態にあったことが優に認められる。しかしながら、映像③の冒頭における本件独居房内を撮影した映像は終始暗い状態にあり、映像②から認められる客観的状況と整合しない。

そこで、裁判所に対して、被告が、③の冒頭映像が暗くなっている理由、経緯を具体的に明らかにするとともに、もし、何らかの編集や調節、データ圧縮を含むデータ処理がされているのであれば、撮影された映像の生の電磁記録(デ

一タ) を本訴訟において提出するよう促すことを求める。

## 2 原告が行ったとされる各暴行について

被告は、原告が職員らに対して暴行に及んだことを隔離処分や一連の制圧等行為を正当化する事情として主張する。そうすると、この暴行の有無及び態様は本件の判断を左右する事情となりうるものとみられる。

そこで、裁判所に対して、被告が、原告が行ったとする暴行について、どの時刻（又は映像上での再生時間時点）でどのような暴行がされたか、具体的な主張を明らかにするよう促すことを求める。

## 3 本件隔離処分の決定過程及び着手時期について

被告は、本件隔離処分の一環として職員らの暴行を正当化している。そうすると、本件隔離処分が決定された時期、着手時期がいつであるかは、暴行の必要性及び相当性を判断する前提事情となりうる。

そこで、裁判所に対して、被告が、本件隔離処分が、①いつの時点で、原告のどのような態度を理由に決定され、②いつの時点で着手されたものであるか、被告の主張を明らかにするよう促すことを求める。

## 4 不服申出理由ありの判定を受けて東日本センターが講じた措置について

被告は、不服申出理由ありの判定を受けて講じる「必要な措置」の具体的内容は東日本センター所長の裁量にゆだねられている旨を主張する。この主張は、被告（東日本センター所長）が、入国警備官 A を原告の制圧行為等に参加させないこと以外の「必要な措置」を講じたことを主張する趣旨であると考えられる。

そこで、裁判所に対して、被告が、本件不服申出の理由あり判定を受けて、東日本センター所長が処遇首席入国警備官宛に所属職員への注意喚起や再発防止に努めることを願ったこと（乙20）以外にいかなる措置をとったかについて、主張の全てを、明らかにするよう促すことを求める。

以上